

国の税制改革に伴う地方税法改正により

10月支給分の年金から住民税の引き落とし(特別徴収制度)が始まります

年金からの住民税引き落としについては、国の政策による法律の定めにより、選択制ではなく条件に当てはまるすべての年金受給者の方から引き落としをさせていただくこととなります。

年金受給者の平成21年度住民税の1期・2期分については、従来どおり6月と8月に納税通知書で納めていただくこととなりますので、ご注意ください。

年金からの住民税の引き落としの対象者は、平成21年4月1日現在で65歳以上の公的年金受給者です。介護保険料が年金から引き落とされておられ、前年分の年金所得にかかる住民税のある方が対象となります。ただし、遺族年金や障害年金のみの受給者は、対象となりません。

年金から引き落とされる税額は、年金所得の金額から計算した住民税額のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した住民税額は、これまでどおり給与からの引き落とし、または納付書でそれぞれ納めていただくこととなります。

年金からの住民税の引き落としの対象とならないのは、以下のような場合に該当する方になります

- ・年金から引き落とされる住民税額が老齢基礎年金などの額を超える方
- ・介護保険料が公的年金から引き落とされていない方 など

◆年金からの住民税引き落としQ&A
Q1 今年から住民税が年金から引き落とされる方の全期前納報奨金は?

A1 今年から該当になる方の「年金にかかる住民税分の前納報奨金」については、条例で定めるとおり全期分を前納することにより該当するものであるため、給与から住民税が引き落とされている方と同様に該当しません。ただし、年金にかかる今年度の住民税で、納税通知書で納めていただく1期・2期分については、前納していただくことで報奨金を受けることができます。

Q2 年金収入のほかに給与収入がある場合、それぞれの住民税は?

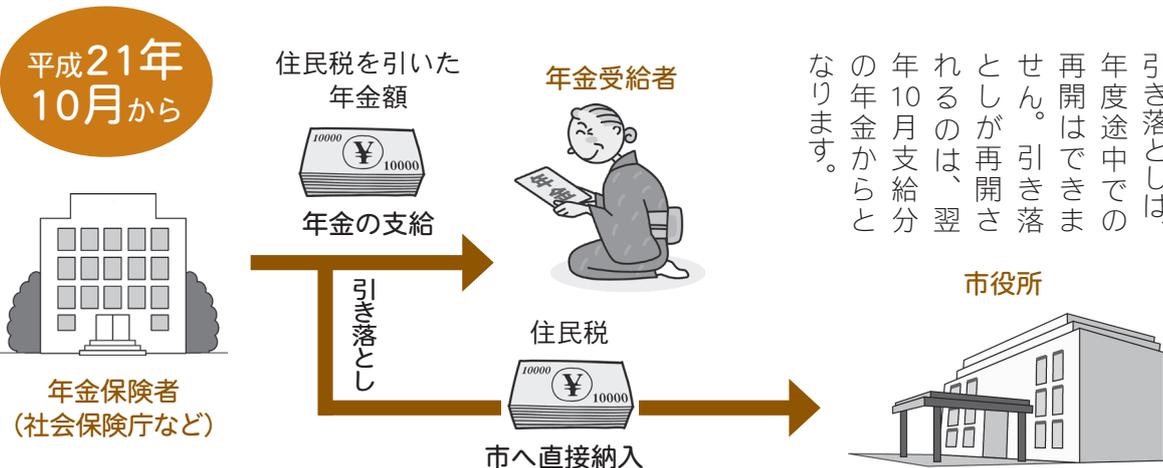
A2 導入後は年金収入と給与収入にかかる住民税はそれぞれ別に引

き落とされることとなります。そのため、平成21年度の年金収入にかかる住民税については1期・2期分を納付書で納めていただき、3期以降からは年金からの引き落としとなります。給与収入にかかる住民税は給与分のみで税額が決定され、別に通知されます。また、この改正により65歳未満の方(まだ年金から住民税の引き落としが開始されない方)であっても、年金所得と給与所得にかかる住民税はそれぞれ別に納めていただくようになりますので、ご注意ください(給与分に公的年金分の住民税を合算して引き落とすことはできなくなります)。

Q3 年金からの住民税の引き落としが中止となる場合は?

A3 年金からの住民税の引き落とし開始後、市区町村外への転出し、開始後、市区町村外への転出し、税額の変更、年金の支給停止、介護保険料の天引きの対象外となる場合などには引き落としは中止となり、残額分は納付書での納付に切り替わります。その年度中に一度中止となった年金からの住民税

引き落としは、年度途中での再開はできません。引き落としが再開されるのは、翌年10月支給分の年金からとなります。



問い合わせ 市税務課 ☎内線1056~1059